

基本目標

Ⅲ 社会参加・生きがづくりと地域ケア体制の推進

重点施策

7. 積極的な社会参加の推進

【1】 地域活動等への積極的参加の推進

1 老人クラブ活動の充実

地域に密着した老人クラブづくりを目指し、老人クラブへの加入拡大を図り、心身の健康と生きがづくり、地域福祉活動等を推進するための支援を行います。

また、高齢者の豊かな知識と経験とが可能な限りなじみの深い在宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービスの充実を図ります。

2 老人クラブ連合会との連携・強化

恵庭市老人クラブ連合会と連携し、高齢者の生きがいと社会参加活動の推進を図ります。

また、老人クラブ活性化検討委員会を設置し、老人クラブの今後の在り方や新たな事業展開を図ります。

3 老人憩の家を拠点とした生きがいと交流活動の推進

高齢者の健康増進、生きがづくりと社会参加活動の拠点として、小学校区を基本に「老人憩の家」が7ヶ所設置されています。憩の家では、高齢者の各種サークル活動などが行われています。憩の家を拠点に高齢者同士が日常的に集い、生きがいと学習、交流事業等の推進を図ります。

4 社会福祉協議会との連携・強化

社会福祉協議会は、地域住民の福祉活動への参加を推進する機能を担っています。

社会福祉協議会が実施している小地域ネットワーク活動と連携し、高齢者の地域福祉活動への参加を推進します。

5 ボランティアセンターとの連携・強化

市民に対しボランティア活動への参加を促し、ボランティア同士の交流と情報交換、地域の福祉ニーズに対するボランティアの派遣を恵庭市社会福祉協議会のボランティアセンターは担っています。ボランティアセンターと連携し、ボランティアの養成や地域の福祉ニーズへの対応を推進します。

6 介護支援ボランティアポイント制度の導入・推進

第6期新規

高齢者が長年培ってきた知識と経験を地域活動に生かし、ともに支えあう地域づくりを進めるため介護支援ボランティアポイント制度を導入し、高齢者のボランティア活動への参加を推進します。

7 福祉バスの運行

高齢者等の社会参加活動を促進するため、福祉バスを運行します。

8 世代間交流の支援

通学合宿における老人クラブとの交流等、高齢者と地域住民や児童・生徒との世代間交流事業を支援します。

9 健康づくりスポーツ活動の推進

高齢者が気軽に参加できるようなスポーツの場と機会の提供を図り、高齢者の健康増進、体力づくりを促進します。また、スポーツを通じて高齢者と参加者相互の交流や社会参加、地域づくりを推進します。

<【1】 地域活動等への積極的参加の推進>

1.0 文化伝承活動の推進

公民館、郷土資料館、図書館等地域の自主グループなどが高齢者と子どもたちの交流を図り、道具づくり、昔の遊び、郷土芸能など高齢者が先人たちから受け継ぎ、守ってきた文化を伝承する活動や本の読み聞かせ等、生きがいを見出しながら社会参加のできる事業を推進します。

1.1 農村地区高齢者等の活動支援

農村地区に住む高齢者等がこれまでの農業経験や技術を活かし、農産物直売所への生産物の供給、特産品化に向けた新規・振興作物の試作、市民農園の開設による利用者への栽培指導等、生きがいを持って地域活動に参加できる環境づくりを支援します。

また、グリーンツーリズム活動を推進する中で、高齢者の持つ農業の知識や経験を活かしながら都市住民とのふれあいを進めるなど、高齢者の役割を明確にした活動の充実を図ります。

1.2 公共施設等の積極的利用の推進

高齢者が身近なところで地域活動に参加できるよう、各公共施設等の有効利用を図ります。

1.3 地域介護予防活動支援事業の推進（再掲）

【2】 生涯学習の推進

1 生涯学習の推進

高齢社会にふさわしい学習機会の確保と、高齢者が生きがいを見つけ、地域活動に参加し健康で有意義な生活をおくるため、長寿大学等の学習活動、高齢者個々の趣味と関心に応じた各種講座の充実を図ります。また、高齢者の学習ニーズに応えるため、大学等、高校教育機関の公開講座との連携や道民カレッジ等、他機関講座の情報提供に努めます。

2 図書館の整備充実

高齢者の幅広い学習ニーズに応えるため、読書活動を支援する図書・資料の収集、高齢者等有料宅配サービスを開始するなど、高齢者の読書機会の拡大に努めます。

【3】 就業対策の充実

1 就業に関する情報提供等の充実

高齢期における就業意欲に応えるため、ハローワーク等と連携し求人情報等の把握と提供、相談体制の充実を図ります。

2 就業機会の促進

高齢者の経験や技術等、高齢者の活躍の場をつくり高齢者の安定的就業機会の確保に努めます。

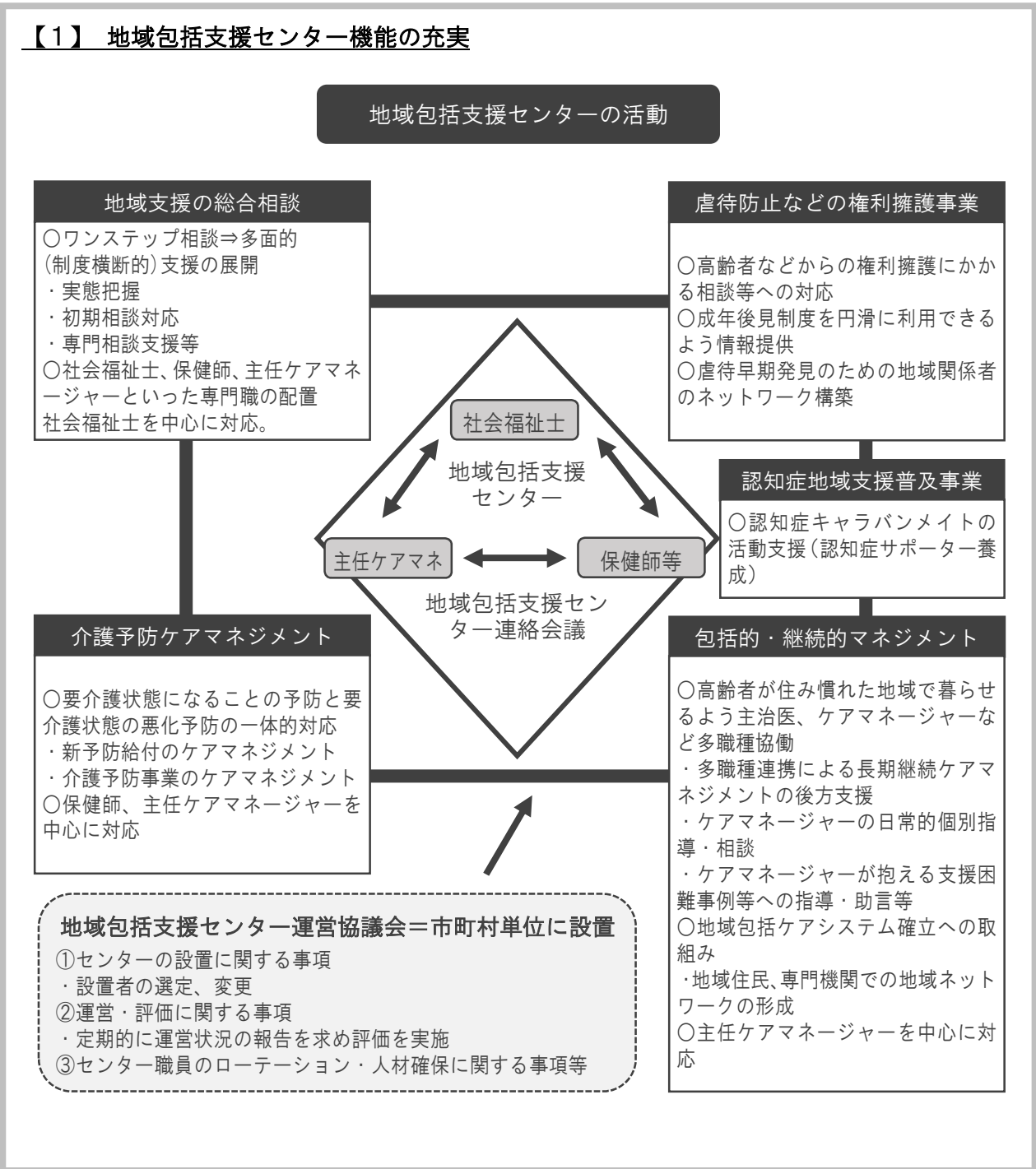
【4】 シルバー人材センター活動の充実

1 シルバー人材センター活動の充実

高齢者がこれまで培ってきた技術の活用等、高齢者の生きがいづくりとしての場を提供するシルバー人材センターの果たす役割には大きなものがあります。シルバー人材センターの活動を、高齢者をはじめとした市民に周知し、会員の加入拡大や組織体制の充実を図り、地域に密着した活動ができるよう支援します。

重点施策 8. 地域ケアの推進

【1】 地域包括支援センター機能の充実



<【1】 地域包括支援センター機能の充実>

1 総合相談・支援事業の推進

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が出来るよう、福祉や介護などの日常生活全般にわたる相談に対応するため、専門職員を配置し、相談に対応します。

また、日常生活圏域については「地域包括ケアシステム」の構築のため、第6期計画中に圏域ごとの現状を考慮し、バランスの取れた日常生活圏域の再編成を行い、総合相談・支援体制の充実のため、新たな地域包括支援センターの設置を行います。

2 介護予防ケアマネジメント事業の推進

介護予防対象者（要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者）が、要介護状態になることを予防するため、生活機能低下を早期改善に必要な地域支援事業の介護予防事業が効果的に実施されるよう支援します。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の推進

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域包括支援センターが介護支援専門員、医療や地域の関係機関等との連携等、地域において多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的、継続的に支援します。

4 権利擁護事業の推進

高齢者が虐待防止や早期発見に努め、成年後見制度の普及や利用促進、消費者被害の防止など、人権や財産を守る権利擁護のため、地域関係者のネットワークと連携しながら高齢者権利擁護の取組みを推進します。

5 地域包括支援センター連絡会議の推進

地域包括支援センターの連絡会議を定期的に開催し、包括的支援事業を円滑に推進するための方策等について、情報交換、連絡調整を行います。

【2】 高齢化に対する意識啓発活動の推進

1 超高齢社会についての広報啓発活動の推進

超高齢社会における課題等を高齢者のみならず、市民一人ひとりが認識し、それぞれの役割の理解や地域福祉の定着を図るため、市広報誌をはじめとした関係機関の広報啓発活動の充実を図ります。また、マスコミなどの活用やホームページ等、情報媒体の利用を図ります。

2 敬老祝品贈呈事業の推進

長寿を祝い、多年にわたり社会に貢献した労をねぎらい、市民の敬老思想の高揚を図ることを目的に敬老祝品贈呈事業を実施します。

3 ボランティア体験事業等福祉教育の推進

児童・生徒が子どものときから超高齢社会の問題を理解できるよう、恵庭市社会福祉協議会、学校関係者などと連携し、ボランティア体験事業の実施や福祉教育指定校の推進、老人クラブとの交流等、福祉教育の推進を図ります。

【3】 相談、情報提供等の充実

1 地域における相談活動の充実

身近な地域で気軽に相談が受けられるよう、民生委員・児童委員の活動がより一層活用されるよう周知を図るとともに、適切な相談に応じられるよう体制の充実を図ります。

2 高齢者福祉・介護サービス等の啓発活動の充実

高齢者等に対する保健福祉・介護サービスの利用の促進を図るため、広報啓発活動の充実を図ります。

3 インターネット等を利用した情報提供の充実

市ホームページを活用し、介護サービス利用の促進を図るための介護保険施設や短期入所等の利用状況やサービス、高齢者福祉の制度等について情報提供に努めます。

4 包括ケア会議の推進

市内の介護保険事業所、地域包括支援センター、医療機関等と行政による包括ケア会議において、制度等に対する周知や機関同士の情報交換等を行うとともに、サービスの質の向上を図ります。

【4】 地域における見守り、支えあいの推進

1 社会福祉協議会の小地域ネットワーク活動や地域の自主事業の推進

社会福祉協議会では、町内会単位での日常生活の手助けや見守りによる安否確認といった活動と、公的な在宅福祉サービスの利用を結びつけながら、地域住民が安心して暮らすことができるような取り組みとして、小地域ネットワーク活動を実施しています。

また、地域では自主的な高齢者との交流や見守り等の活動が取組まれています。社会福祉協議会の小地域ネットワーク活動や地域の自主事業の推進を図ります。

2 民生・児童委員、地区民生委員児童委員連絡協議会との連携・強化

地域住民の生活状況や福祉ニーズを把握している民生委員・児童委員と連携して、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、より一層取り組みを強化・推進します。

3 町内会・自治会との連携・強化

高齢化が進む中、地域の中でお互いに支えあい、助けあい、安心して暮らせる仕組みづくりのため、地域住民の生活と密接な関わりを持っている町内会・自治会との連携を強化します。

また、町内会・自治会が実施する高齢者を対象とした、敬老会事業など地域活動と連携した取り組みを推進します。

4 地域密着型サービス事業者における運営推進会議の推進

認知症グループホームや小規模多機能型居宅介護施設では、地域等との連携を図るため、利用者や家族、町内会、民生委員・児童委員等地域の代表、地域包括支援センター、消防職員、市職員が参加した運営推進会議を定期的開催しています。

この運営推進会議は、各サービス事業者で提供しているサービス内容を明らかにし、地域との連携が確保され、地域の開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的としており、適切な運営が行われるよう関係機関等と連携し推進します。

【5】 自主防災活動の推進**1 自主防災活動の推進**

災害等が発生した場合、住民自らが命を守る努力は必要ですが、個人や家族の力が及ばないとき、地域の命は地域で守る自主防災活動が必要となります。

災害等による被害を最小限に食い止めるために、地域で災害に立ち向かうという意識を持ち、地域住民が連携した防災活動を推進します。

【6】 災害時要援護者支援プランの推進**1 災害時要援護者支援プランの推進**

本市では、災害発生時に自力困難な人を対象とした「災害時要援護者支援プラン」を作成し、高齢者や障がい者等の災害時に自力での避難等が困難な人が、災害等が発生し被害が広がった場合、地域の特性を活用し的確かつ迅速に対応できるよう、町内会や福祉関係団体等と連携し、福祉的な支援や安否確認等地域が主体となった取組みを推進します。

【7】 療養病床の円滑な再編成**1 療養病床の円滑な再編成**

介護療養型医療施設については、医療制度改革の一環として2017（平成29）年度末をもって廃止を含めた再編成が予定されていることから、現在、市内にある60床の施設と連携し、円滑な再編成を取進めます。

基本目標

IV 地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築

重点施策

9. 地域包括ケアシステムの構築

新規

【1】 地域包括ケア体制の整備

1 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、継続して日常生活を営むことができるよう、地域の課題や特性に合わせ、既存の資源を活用しながら地域の医師会等と協働し、在宅医療・介護連携を推進するための体制の整備を図ります。

◆在宅医療・介護連携推進事業の内容

- 地域の医療・介護サービス資源の把握
- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
- 在宅医療・介護連携に関する相談の受付
- 在宅医療・介護サービスの情報の共有支援
- 在宅医療・介護関係者の研修
- 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- 地域住民への普及啓発
- 二次医療圏内・関係市区町村の連携

2 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる社会を目指し、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを確立し、早期からの適切な対応が図れる体制の構築を図ります。

- 地域ケア会議の開催
- 標準的な認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の構築
- 認知症初期集中支援チームの配置を検討

3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援等サービスを整備し、地域の生活支援コーディネーターを通じ、生活支援等サービスを担う事業主体の支援・協働体制の充実・強化を図ります。

4 高齢者の居住安定に係る施策との連携

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保するとともに、これらの住まいにおける入居高齢者が安心して暮らすことができるよう、適切な指導監督に努めます。